鳥取県公報

◇規則 目

次

齒科技工法施行細則 医療法施行細則

医療法施行細則をここに公布する。

昭和三十二年五月二十日 鳥取県知事 遠

藤

茂

鳥取県規則第二十三号 医療法施行細則

(病院診療所開設許可申請書)

第一条 号。 以下「規則」という。 医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十 )第一条第一項の規定によ

十月十五日第三種郵便物認可金曜日発行(但休日に当るときは翌日)

可申請書は、第二号様式による。 る病院開設許可申請書は、第一号様式、

診療所開設許

þ

(助產所開設許可申請書)

第二条 規則第二条第一項の規定による財産所開設許可

申請書は、第三号様式による。

(開設許可申請事項変更許可申請書)

第三条

る。

開設許可申請事項変更許可申請書は、

第四号様式によ

号。以下「令」という。) 第四条第一項の規定による

医療法施行令(昭和二十三年政令第三百二十六

(開設許可後の届)

第四条 令第四条の二第一項の規定による開設届は、

第

五号様式による。

(医師齒科医師助産婦が開設するときの届)

第五条 医療法(昭和二十三年法律第二百五号。以下「

法」という。 )第八条の規定による診療所開設届は、 助産所開設届は第七号様式による。

第六号樣式、

第六条

書は、 (專属薬剤師免余許可申請書) 第九号様式による。 規則第六条の規定による総合病院名称承認申請

第九条 法第九条第一項の規定による病院、 廃止、再開届) 再開届は、 診療所又は

(開設許可 (届出) 事項変更届)

届出事項を変更したときの届は、 びに令第四条の二第二項及び第三項の規定による開設 (総合病院名称承認申請書) 令第四条二項の規定による開設許可申請事項並 第八号様式による。

第八条 請書の様式は、 規則第七条の規定による專属薬剤師発余許可申 第十号様式による。

助産所休止(廃止)届は、第十一号様式、 (開設者死亡(失そう)届) 第十二号様式による。

う) 届は、 法第九条第二項の規定による開設者死亡(失そ 第十三号様式による。

(他の者に管理させる許可申請書)

第十一条 るときの許可申請書は、 しなければならない場合に他の者に管理させようとす 規則第八条の規定による開設者が自ら管理と 第十四号様式による。

(管理兼務許可申請書)

許可申請書は、第十五号様式による。 規則第九条の規定による二箇所以上管理兼務

(用途及び定員の表示)

第十三条 に入口に用途を表示しなければならない。 病院、診療所又は助産所の管理者は各室でと

收容施設については、室番号、 室面積及び定員を表

示しなければならない。

(病院医師宿直免余許可申請書)

医師宿直免余許可申請書は、第十六号様式による。 法第十六条第一項ただし書の規定による病院

(病院從業者標準定員適用除外許可申請書)

第十五条 法第二十一条第一項ただし書の規定による病

診療用ガンマ線照射装置設置届出事項変更届は、 十三号樣式、 診療用放射性物質備付届出事項変更届は 第二

第二十四号様式による。

第二十一条 (廃止、廃用届) エツクス線裝置廃止届は、 規則第二十七条第二項の規定による診療用 第二十五号様式、 診療用ガ

射性物質廃用届は、 ンマ線照射裝置廃止届は、第二十六号様式、 第二十七号様式による。

診療用放

(法定外事項広告許可申請書)

第二十二条 書は、第二十八号様式による。 条第一項第六号の規定による法定外事項広告許可申請 法第六十九条第一項第七号及び法第七十

(書類の経由)

第二十三条 法、令又は規則により知事に提出する 書及び届は、病院、診療所又は助産所の所在地を管轄 申請

する保健所長を経由しなければならない。

令又は規則により提出する書類は、 申請書叉は

昭和32年5月20日

月曜日

鳥取 公 報

県

号外第38号

式による。

(施設使用許可申請書)

第十六条

法第二十七条の規定による施設使用許可申請

書は、 第十八号様式による。

第十七条 (診療用エツクス線装置設置届) 規則第二十四条の規定による診療用エ

ツ

クス

線裝置設置届は、第十九号様式による。

第十八条 照射装置設置届は、 (診療用ガンマ線照射装置設置届) 規則第二十五条の規定による診療用ガ 第二十号様式による。

ン

マ

(診療用放射性物質備付届)

質備付届は、 (変更届) 規則第二十六条の規定による診療用放射性物 第二十一号様式による。

第十九条

第二十条 ツクス線装置設置届出事項変更届は、第二十二号様式、 規則第二十七条第一項の規定による診療用エ

院従業者標準定員適用除外許可申請書は、

第十七号様

5	- )	昭和	432年	三5月	20 F	1 )	曜日	鳥	取	県	公	報	号	-外第38号	<del>;</del>
	7. 敷			6. 従		場で科 合あ医	).   又が開   は医設   <b>歯</b> 師者	場以科 合外医	4. リスス ミは 野歯	医設	3. 診療	2. 開	1.		第一号
				業者		う又施とは設と	: 又診現 は療に : 勤所他 : 務をの	177	1	開設	を行おうとする	設の			様式
				定		る療同場所時	し開病に設院	の 士	1	の 目		場		病	
	地			員		開催 設化	る管し 場理く 合しは	法	1	的	科名	所	称	院	
用涂	周	面		師	医									開	
途地域の	囲の	積		医師									-	設	
别	見取	_		師済	—— N薬									許可	
	図		•	婦護	種看	γ								申	
	別添			婦護	 看准									請	
	のとお			婦盾	 €助									書	
	b	平方米		土翁	全栄										
		來		師技	線X										
防火地域		面図		科士生科士工	歯歯								電話番号		
の別		別添の		員科	第事										
		のとおり		他療	€の								局		
				手助									间		
				1010									番		

号外第38号 4 昭和32年5月20日 鳥取県公報 月曜日 第二十四条 第十条叉は第二十一条の届出を除く。) を受理したと二十四条 法、令又は規則により提出する届(第九条 (受理済証) 本一部、その他の届については、副本二部を添付しな第九条、第十条若しくは第二十一条の届については副 ければならない。 との規則は、 て届出者に交付しなければならない。 きは、その副本に受理した旨及び受理年月日を記入し 公布の日から施行する。

平

面

図

別添の

ح Þ

b

診察室名 検 查 室 カ 科科科科 有 室 平方米 面 分は用処 その置 の場室 部合兼 平方米 平方米 種 暖 暗 眼 房 別の 室 科 有 診察室名 無

7

伝染(黄)の色別各室の用途及び病 別に表示すること 科科科 科 平方米 室 平方米 面 別診察室

平方米

無

有

平方米

室	般				
面	(赤				
積		 	 		
分は用処	精神				建
その置	£				物
の場室 部合兼	(青)				の
AV II did	結				_
種 暖	核				面
房	結核 (緑)			平	積
別の				平方米	

棟棟棟

用

棟 途

構

造

槪

要

棟

7	昭和32	年5月20	日	月阳	醒日	息	取	県	公	報	Ę	外第	<b>\$</b> 38	号
		查試験研究施	塩 末 倹 至 室 そ の 也	(影察室兼用の場合を防く)	11, 処置					10、手術				
予定のエック	開設時設		名称	科	科	処置室名	Ä	<b>公</b>	器	推講室 <u></u> 患者用	小手術室	大手術室		
Z	費買用での別	平方米	積防		平方米	室 面 積  暖房	無	有	材	用	<b>=</b>	平方米	١.	室面價
	用途(撮影治)					の種別	l	平 5 1 1 1 1 1 1 1				<b>米</b>	床	
	別療		給水設備 名			給水設備 処置	装置の有無	成菌手洗					壁一天井一	造
	者	Ψ.	称室面	科	<u>科</u>	室名 室 面				<u> </u>				明一手術
	式	一	積 防蠅設備		**************************************	積暖房の種間	毒械設器	料伮	<u>/</u>	<u>/</u>			記備	台一路水一暖
	回路最大電圧 エツクス線管		給水設備			別給水設備							別部	医房の一防 蠅

( )

昭和	32年	5月	120日		月曜日	3	鳥	取	県	公!	報	号炉	<b>00</b> 外第38		'2 8
							15、消毒施設		:	14、調		エツクス線診療室	**************************************	エツクス線装置及び	
倉庫			調理場			平方米	室面積	i	平方米	室面積		診 療 室	エツクス線	-	線装置
食類	直火式炊事の場	防蠅設備一窓	の採光通風	床の構造	積		消毒室 6	44	平方米	採光面積	操作室無有		平方米	室面積	
平方米 調 味 料	第合 	入口			平		の構造物要	i	平方米	解放面積  の 有 無直接所気  麻薬金庫	平方米 事務室			室内の構造概要及び	
類 平方米 野		給水設備	毒野。設菜備消		方米 特別調理室		SK式消毒設備 フォル	消毒方法		構 造  給水設備	—— 無有			<b>要及び防護施設の状況</b>	

そ設の備

他

平方米

平方米

室 給水設備 平方米 備付天秤|消毒設備

暖房の種別

9 R	四32	年5.	月201	H .	月曜	图日	鳥	取	県	公	報	号外	第38	号
19、污		18 25	•			17、給					16 給			
物処	-	たく				水					食			
理施		認				施					施	v		
設		婧	ij			設					設			
馬 去 歩	]		室				棟別	職員食堂			配膳室		施設	従業員
	ş.		面				宝給			<del>-</del>	至 ————————————————————————————————————	又配は膳	更	事
相		平 方 米	積				及び場所を					設室置の場名	衣休憩室	務室
粉滑	加加		構造				の有名する					所称室		
7. 0.			地概				棟				万 米	積備食		
H	防		要				別室給	平方米				開及び方法		7.5
_	蠅施設		洗た				及び場所の有	患者食堂				法設企業	平方米 宿	の給
	施核		く設	·			名称棟					納食器備格	直室	専用便所負
	は室処の理め		備				別					設温		
	方場合		乾燥		·		室給及水	-	_	_		備食 設防		
	は略痰の		乾燥設備そ				が施場設					備蠅		
	の処理		他				所の名称	平方米	i			設防 備火	平方米	

 11	昭和	₩32 <i>±</i>	₣5月20日	1	月曜	日	息	取	県:	公 幸	银	号列	第38	号
		27、 便					26 階					25. 廊		
		所					段					下		
			場施設の					建物別				-		建
			汲水 取洗 の 別					のし用別なる	思者が使	棟	棟	棟	棟	別
			患 者 用 の 別				平方米	積室おけ の床る 計画病	の二路階以上					中原下の一
			———— 男 女 別					幅   	屋内の					別は
			便器数小					上踏面 月ます	直通階			-		患者の使用する廊下
			手洗 <b>数</b>					構造数	選難				· Street	る廊下の幅
			の構					高戸く 福戸く					種	その
			造   防蠅設備					備署						他の廊下の幅

	0.4		07	00	-	0.1	1			
	24		23	22	- 1	21	1		20	
\	病		患	幽		歯			新分	•
	室		者	科	.	科			生 ベ 児	•
	Ø		收	2-1-		ΝK			元ん入	
	構		容	技		治			浴室	Ì
	造 設		定	工	:	寮			施 及	•
	崩		員	室	.	室			設び	
	ипз 1 1 1	1								I
		別棟	室		室	- 1	室	平.	室面	_
		別階		平	面積	.24/	面積	- 方 米	積	分
		別階	床般	方米	7月	方 米 _	(DE)		設構	
		番 病号 室	ענו		<b>程採</b>		採光		備造	ベ
	- - -		室	i	光又明は	1	加爾		設給	
		用病途室							備水	,
		定收一室	床	Ī	設給 水		分給 水		種暖	ん
		景容の			水火気		水火気の		房別の	
		面室	室精	1	気備の	Į.	前の		設防	室
		面り一人			防		渔		備蠅	
		積床当 面採一	rit:		火設備		治療椅子			
		室	床	i	備		子	亚	室面	新
	-	積光の面気直一		a	なその			平方米	積	,,,
		解接室 積放所の	室位		装他				設構	生
		高の天され			必 置要		備		備造	児
		- 71	床	2	そり				設給	
		高床		- 3	部治療				水湿	入
		そコナ の11	室	Į (	治療室と兼用				備湯	浴
	_ _	他ルス		.	遺兼				種暖房	
		孔気換		†	帰の時間		考		別の	施
	- - -	種 暖	床		壁の有				設防	設
		別の		1	無				備蠅	

13 昭	和32年5月20日 月曜日	鳥	取 県 公 報	号外第38	8号	_	_	昭和32年5月20日	月曜日	鳥耳	、県	公 報	} -	号外第	38号	12
53、開設予定年月	32、その他必要な事項	51、交通の状況	がある場合、特に設ける 強 設 又 は 設 備	精神、結核又は伝染病室				29、看 護 婦 宿 舎			在 6. 11. 6.	8、そ 0 也 0 種 没				
		線駅下車	の以外の必要な消毒がある 結核叉は伝染病室がある は伝染病室がある。 は、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないで	情申考室の佐養上必要な遮断	夜勤室			展 室 平方米 浴 浴 人 員	快   材   5   <b>料</b>	安   剖   !	外來受付室	書	議	医局局	き 務	長
	·	行バ			接 室			審室室舎の位置		設	倉		勤務室	#/ HILL 15	看 <b>婆</b> 婦	平方米
		約			便所(便器数		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	平方米 食 構 造 概		患者用 女子用 男子用	強	棟	棟	棟 1	東棋	合室
		分			数			平方米								平方米

_														
	9,	8	`	7	,	6	,	5,	4	3,	2,	1,		第二
	従	씥	Ť			診療	開設	維	開	診療	開	名		第二号様式
	業			所を	管理者が	所を	開設者が	持	設	を行	設			式
	者	珥	Ē	診療所を管理しているとき	現に	診療所を開設し	現に	の	の		の			
	Ø			てい	他の	てい	他の	方	目	おうとする科名	場		診	
	定	-4	<b>y</b> .	るとさ	病	ているとき	病			る科タ	,	TA-	療	
	<b>員</b>	₹ 	<b>i</b>	ਣ 	院	€ 	院	法	的	名	所	称		
	節 医	氏	現	所	名	所	名						所	
			住	在		在							開	
	師医科歯	名	所	地	称	地	称						設	
													許	
	師剤薬										•		可	
	婦護君												申	
													請	
	婦護看准												書	
	婦産助											電話		
	師技線X											電話番号		
	員務事													
	科歯													
	手助護看											局		

月曜日 鳥 取 県 公 報 号外第38号

15 昭和32年5月20日

他のそ

計

昭和32年 5 月20日	月曜日	鳥取	県 公	報	号外第38号	<del>}</del> 14
注、開設者が法人であるときは定款、		鳥取県知事			昭和	右のとおり病院を開設し
		殿	Ē	<b>月</b> 記 そ	月安全主介	たいので許可し
寄附行為又は条例を添付するとと。					一方(大)(きょう) はんこう はんしょう はんしょく はんしん はんしん はんしん はんしん はんしん はんしん はんしん はんし	右のとおり病院を開設したいので許可して下さるようお願いします。
			·			

番

 $I_{\gamma}^{-}$ 

-	17	昭和32年5月2	20日 )	月曜日		鳥:	取	県 夕	2 報		号外	第38	号
		20 階	19		(治	18、		17、 歯		16	1	<i>±</i>	
				7	療室兼用の場合を除く)	村 技 工		科治療		斉	J	クス級影	
		段	下		除くこ	窄		室		苨	Ī	携 雪	
		建		建		室		·	室		室面	診	エッ
		粉		物別		面			面	平方米	積	寮	クス線
		いす あかが のし 使		中廊下の一	平方米	積		平方米	積	平方米	採光面積	並	室面
		別な用 面る各二 積病階階		の又別は		採光面:	And the state of t		採光	环.	面外気解放		積一変防内
		方 合のお上 米 計床けの		患者の対		積又は四		716	面	光	積放一の麻薬		護の施構設治
		種 内		使用する廊下の	平方米	照明		平方米	積		有豪金無庫		が表現である。
		腫場の 臓出 を を を を を を を を を を を を を を を を を を		源下の幅		防塵	The same succession of		を な工室 発用		構の造面	無有平方米	操作
		種 の手 段 無り		そ		設備			用の場合		給水設備	米無有	
		避	-	その他の廊					<b>衝技</b> 立等室		備付天秤	平方米	室
		難階段の有無		下の幅					藤豊の有無の場合		消毒設備の	)	暖房の種別

							- i						
15			14	1	3	1:	2		11			10	
工		(診	処	Ξ	F	彭		2	爻 蘋	1		敷	
ツク		<b>新室</b>						۲	畅	1	-		
ス		用(用)	52	,	K	<u>ج</u> يو		-	0				
線 装		場る	置	1	ট	篘	*	7	区 楫				
置	•	祭室兼用の場合を除く)						Ī	a 注 被				
<b>及</b> び		3	室	É	室	, 14	Z.	B	図 要			地	
					室								]
ス 線 湯	予 開 設 時		室	平.			室	平	建		変	周囲	庙
- 基	のエッ時設			平方米	積	科	名	面	面		状	の見取	
	ク置						室	図	積	風	況	図	積
	推 問		名		床構	平方米	面積					텔	
	携置帯定の	科			_			添の				別添の	
	別		室		壁		場合その	添のとおり		造		とおり	
	用		面			平	で兼部用	b				Ŋ	
	用途		İĦİ		一 天造	**	分の				線		
	歯科の別	平方米	積				種暖	各室の		270			
	別療	※			井		別の	の用流	平方米	塗			2
			暖		照		室	用途を表示すること					
	製		房		眀	科	名	水示す	延		バ駅		Zħ
	作		の		給	11	室	りると	面	葦	ス車		直
	者		種		給水設備	平	面	ځ	積				区
	型		別		備	方米	積						ŢŢ.
			7/8		暖房		上星初1.						別語のと
	式		給		0	V	合その部分			階建	A D. D. LANGER		2
	路工		水設		種別	半方	が開発			建			おり
	最ック		旗		防	<u>*</u>	種暖	1	-		分分		
	大電圧		VITE		蠅設備		房別の		平方米				

新生児入浴設備 なる と

事

平方米

合 務

室 室

00783 ######## E E OO E

19	昭和32年5月20日	p.,	月曜日	鳥	取	県 公	報 号外第38号	
19 注、開設者が法人であるときは定款、寄附行為又は条例を添付すること。	昭和32年5月20日 鳥取県知事	氏名(法人のときはその名称及び代表者職氏名)	開設者住所	鳥 昭和 年 月 日	取 右のとおり診療所を開設したいので許可して下さるようお願いします。	4     27、開設予定年月日	報 号外第38号 26、その他必要な事項	
		<b>®</b>						

昭和32年 5 月20日 月曜日 鳥取県公報 号外第38号 18 25 24 23 22 患者收容定員 { その他の施設及び設備 病 給 住 便 宅 室 ح 食 0 併 構 設 設 造 の 設 場 床室 備 合 備 所 **汲水** 取洗 の 別 調 看 号番室 臨床検査設備 洗たく設備 住宅の使用面積 診療所の使用面積 医 汚物処理施設 毒 護 階 别 設 婦 理 局 室 備 患者が使用する 員人容收 平 方 場 米 床 平方米 平方米 平方米 平方米 平方米 室 倉 0) 一人当り 男女別 平方庫米 平方米 室 大小便器数

防

蠅

設

備

消

毒

設

備

手洗設備

防蠅設備

床の構造

\* y

の直接外気天

井

Ø z 床

高

換 気

孔

種 暖 房

别 の

解放面積高

平方米

21 昭和32年 5	5月20日	月曜日	鳥	取 県 公		第38号
16、收容箋の構造設備	15、住宅と併設の場合	14、便	13、その他の施設及び設備	12 新生児入浴設	11、建物の構造概要	10、敷
	住宅の使用面積   平方米   平方米	水洗・汲取の別 手 洗 設 備 防 蠅 設 備 床の 糟	光たく設備 給 食 設 備 汚物処理施設 消毒設備		平面図     別添のとおり (用途を表示)       建面積     平方米     延面積     平方米       選     費     階	周囲の見取図   別添のとおり   平方米   平 面 図   別添のとおり

9. 從 業 港 定		8、 嘱 <b>?</b>		7. 增	\$	6 管理しているとき	管理者が現に他の助産所を	5、療所、即産所を開設して	開設者が現に他の病院、	4、維 持 の 方	5、開設の目	2、開設の場	1、名	助	第三号様式
<b></b>	<b>i</b>	節	j 	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	i ——		を	v —	·診	法	的	所	称	産所	
	助	氏	現	氏	現	所	名	所	名					開	
	産婦	名	住所	名	住所	在地	称	在地	称					設	
	助助													許	
	D9J													可	
	手													申	
														請	
	計	免許年月日		及び番号 一					開設、管理、勤務者の別				電話番号	書	

鳥取県公報 号外第38号 月曜日

23 昭和32年5月20日 5, 3, 注 2, 6, 第四号様式 昭和 年 鳥取県知事 椞 変更しようとする事項が規則第一条第九号及び第十一号から第十四号までに該当する場合は平面図を添付すること。 変 事変 従来の 許可 開 名 変更しようとする理由 更予 更 項 し 設 OL 定 面  $\mathcal{O}$ 事 う 年 項 病院 内と 場 の 月 す 内 所 月日日の開設許可事項の変更を許可して下さるようお願いします。 日 容 (診療所、 図 容る 別添のとおり 開設者住所 氏名 助産所) (法人のときは名称及び代表者職氏名)(法人のときは主たる事務所々在地) 開設許可事項変更許可申請書 電話番号 局  $^{\odot}$ 番

17、そ の 他 必 要 な 事 項	昭和	口32年 5	月20日	J.	曜日	鳥	取	県	公	報	-5	身外第	38号	2:
	2. 管理する財産婦が他の病院、診療所又は助注 1. 開設者が渋人であるときは定款、寄附行為	鳥取県知事	氏名	開設者住所	昭和年月	右のように助産所を開設し	18、開設予定年	県	17、その他必要な事	鞍	7	11 <del>21 2 1</del> 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	<b>收</b> 容定員~	平方米
	の所属長の承諾書を添付すること。		及び代表者職氏名)	務所々在地)		,								

開開

設設

年 の

月 場

所 日

称

名

病

院

療所

助 産

所

開 設

届

電話番号

局

番

•

号外第38号

月曜日 鳥 取 県 公 報 号外第38号 24 3, 2, 第五号様式

25 昭和32年5月20日

月曜日

鳥取県及報

5, 4 6, 務婦間療は診 医 助 勤 管 診公 時間 関係では業務に従事する 関係の氏名、勤務の日及び診察 日及び診察 日及び診察 日及び診察 日及び診察 日の氏名、担当 師 産 務 の所 療報酬額 住に 薬 つ 所 剤 理 V 及 師 7 Œ の は 氏 氏 嘱 び助療当し動産時診く 名 名 託 者 氏氏住 承 氏 住 諾 名 所 名 所 書 名 別添の 担 と \$ 当 診 療 科 名 診 療 日 診 療 時 間

27	昭和	32年	5月2	20日		月曜	日 .	鳥	取	県	公	報	号夕	第38	号
	13、手 術				1 58	· ·		•	10、廊		D Y T		建物の青造甑要	8	<b>Ý</b>
	室面積		診察室名 室			<b>多</b>				建物	平面			周囲の見取図	面積
		平方米	i		平方米	かの別り	患者が使用   一番以上の			別 中廊下の別   患	各室の	建面積平方米	風造	別添のとおり	
	手術台 暖房の種別	平方米	診察室名 室 7		種種種	幅 踊場 蹴上 踏面	屋内の直通階		糎	者の使用する廊下の幅	用途を表示	<b>米</b> 延面積	塗		平面図
	給水設備   防蠅設備		場合その部分 暖房設備	-	種	の有無  過難階段の有無	性者受り手			その他の廊下の幅		平方米	階建		別添のとおり

7、従業者定員 医師 医	ó、診療に従事する医師		5 管 理 孝	7	合療所を開	である場	は、歯科医師 一務 医師又は し	がいる。	る、診療を行おうと	2、開 設 の	1、名	·	第六号様式
				ž.	きむ	病院又は診に設と同時に	しているとき管理し又は勤	念療所を開設の病院又	とする科名	場所	称	診療	
師科薬剤		氏	氏名	現住所	開設予定地	名称	所在地	名称				所開	
角師看護婦准		名										設	
		務の日									-	届	
短 接		11-1	 び登 <b>登</b> 録					開設、			電話番号		
事務員を発酵を発発を発生を発展を発生を発展を発生を発生を発生を発生を発生を発生を表しています。		免許年月日	豆録 番号 一					管理、勤務者の			局		
		免許番号						别			番		-

ţ

治療椅子

ユニツト

電気エンジ

ン

消

毒.

器

キヤビネツト

掕

工

台

ブロ

1 パイプ

電

気

 $\nu$ 

1

ズ

圧

延

器

鉄

鎮

方米

看 事

護

婦

平方米

務

室 室 放外

平 面気 方 積解 米

の麻 有金 無庫

一 万 で 構 造給水設備 平方米 無

備付天秤

消費 養 類 備 の

平方米

防護施設の状况室内の構造概要及び

作

室

暗

室

暖房設備

室

名

室

面

平 方 積

暖

房

Ø

種

別

紿

水

設

備

用途(撮影治療)

製

作

者

型

式

回路最大電圧エックス線

,		

_	29 昭和3	2年5月20日	月曜日	ا،	鳥耳	<b>反</b> 県	公	幸 :	ł .	号外	第38-	号
	22, 7-	21、病 室 の 歴		2( 信 气	1			及	19	その		
	他必要な事	谷定員 { 設		を付割の場	f Ž			び 設		他の施		
	項	床室備		É	î			備		設		
			号番室	住宅のは	診療所の使用面積	平方	調理場	給	新生児入浴	医	検査	汚物処理施設
			別階	使用面包	使用面積	方米	倉		浴設び	局	室	施設
			定 收 客	積	碩	平方米	庫	食				
		平 方 米	床面積の			_ <del>※</del>		設				
		平 方 米	の床面積				防蠅設備 湾	備				
	-	平方米	採光面積				消毒設備	VH				
		平方米	育 育 育 接 外 気			<del>23</del>	患者用	<i>I</i> -m*	-			待合
			高天井の			女	便器数	便				室
			床			男						
			高 			<del>23</del>	職員(c					
			換気孔		平	女	職員(家族)用便器	所				
			種暖房の		平方米		便器数					

31	昭利	432年	≢5月	20日		月曜	日	鳥	取	県	公	報	号列	外第38-	
88	・逆奏争の音	<b>一</b>	、属 モ		、業务で逆事する功産帰	i i	)、管理	とするとき	4、以上の助発所を開受しよう 開設者が本施設と同時に二	するとき 療所差しくは 財産所に 勤	3、若しくは管理し又は病院診 開設者が現に財産所を開設	設の場	1、名	助産	第七号様式
	助産	氏名	現住所		氏	氏名	現住所	開設予定地	名称	所在地	名称		-	所開	
	婦助				名勤務の日					-				設届	
	1	一旨の承諾			勤務時間 免	助産婦名簿					開設管理勤務		電話番号		
	計	書 別添のとおり	٠		許年月日 免許番号	謄本 別添のとおり					務の別		局		

昭和32年 5 月20日 月曜日 鳥取県公報 号外第38号 30 23 注、医師、歯科医師が現に他の病院若しくは診療所に勤務しているときはその所属長の承諾書を添附すること。 保健所長 右のとおり診療所 開 昭和 設 年 (歯科診療所) 月 日 月 開設者住所 を開設したのでお届けします。 殿 氏名 日 (法人のときはその名称及び代表者職氏名) (法人のときは主たる事務所々在地)

ž

33	昭和	32年 5	5月20	日	月	曜日	鳥	取	県	公 幸	<b>&amp;</b>	号外	第38	]号	
33 注、助産婦が現に他の病院診療所又は助産所に勤務しているときはその所属長の承諾書を添付すること。	昭 保健所長 殿	52 氏名 (法人のときは名称及び代表者職氏名)	月月	昭和 年 月	月 右のとおり助産所を開設したのでお目けします。	<b>曜</b> 17、開設年月日	鳥 16、その他必要な事項	取	<b>県</b>	本         收容定員         定		号 11 収 客 室 の 樺 造 設 備 平方米 平方米	このでは、そのでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	室 階 収 1室の 1人当り	
属長の承諾書も		表者職氏名)	所々在地)			Wilderson Andrews						平方米	恒採光面積 解放面標	室の直	
を添付すること												平 方米	面積高さ	接外気 天井の	
													月		
													換気子	<b>t</b>	
		<b>(f)</b>											種別	暖房の	

	昭和32	年5月20	日	月間	翟日	Į,	事取	5 県	- 公	桑	}	号	外第3	8号 32	) -
		14、住宅と併設の場合	13、便		1. その他の旅記及び影像	こうはうはどをくど	新生児入浴設備		分 べ ん 室 及 び		10、建物の構造概要			9、敷	
	住宅の使用面	助産所の使用面		水洗汲取の		洗たく設	平方米	Ī	百百	平面図	建面		周囲の見取図	面積	
	積	· 積		別手洗		備給食		床壁一天	構	別添のとおり	積	造	別添のとおり		
				設備		設備		<u> </u>	日 日 日 一 女	(各室の用途を表示)	平方米				
				防蠅設		污物処理が		設備一設備	給水給湯	を表示)	延面積	塗		平 子 平	100
-				備床		施設消		設備一設	暖房の   防			葺		面図	
		平 方 米		の構造		毒設備		双 備 人浴設備	断蠅新生		平方米	階建		別添のとおり	

昭和32年5月20日 35 月曜日

鳥取県公報

号外第38号

総合病	院名	称承	認申	請書			A CALLES AND A CAL			
1、名						電話番号			局	番
2、現在の病院名称										
3、所在の場所										
4、診療科名	-									
	科	名	(歯主	科医師)名師		略		歴	(歯科医師)名	台 師 名 節 名 節
院長、副院長、各科主任	院	長	,	THE RESIDENCE OF THE PARTY OF T						
5、医師(歯科医師),名及び各	副院	長								
科担当医師(歯科医師)名		科								
<i>2</i>		科								
	_	般	結	核	精	神	伝	染	計	a 1
6、患者收容定員	室	床	室	床	室	床	室	床	室	床
	施	名	室 面			主 た	る 設	備の	内 容	
	学検	查室		平方米						
	田貴食	全								

鳥 取 県 公 報 号外第38号 34 昭和32年 5 月20日 月曜日 第八号様式 右のとおり病院(診療所、 名 変 変 事従 開 更 東項の 更 和 更 設 L た の許 の 年 事 可 項 病院 内 🗎 場 月 理 の内容 四容 所 称 (診療所、 助産所) 由 日 月 の開設許可 開設者住所 助産所) 氏名 (国出) 開 (法人のときは名称及び代表者職氏名) (法人のときは主たる事務所々在地) 設許 事項を変更したのでお届けします。 可 (届出) 事項変更届 電話番号 局 番

- 37	昭和3	2年5	月20日	月 月曜	星日	鳥	取	果。	公司	報	号夕	第38-	<b>를</b>
注、40は一年に満たざるときは推定数を記入のこと。	鳥取県知事			右により専属薬剤師を置かないこ	5、専属薬剤師を置かない理由	4 1	=1:		3、診療科名	2、所在の場所	1、名	専属薬	第十号様式
定数を記入のとと。	殿	氏名 (法人のときは名称及び代表者職氏名)	開設者住所 (法人のときは主たる事務所々在地)	月日日日とを許可して下さるようお願いします。		処方した最も多い薬品名	一日平均調剤数(処方数で表)	一日平均外来患者数				剤師免除許可申請書	
		表者職氏名)	所々在地)					一日平均入院患者数			電話番号		
		Ø			***		Constitution of Constitution o				局番		

昭和32年5月20日 注、平面図を添付のこと。 鳥取県知事 昭和年月月日日からに総合病院の名称を承認して下さるようお願いします。 施 設 の 状 況 新理解剖室 開設者住所 (法人のときは主たる事務所々在地) 図講 病理検査室 救急用又は患者輸送用自動車 殿 書 義 氏名 室室 (法人のときはその名称及び代表者職氏名) **(19)** 台册

休 休

止の (廃)

間

(保健所長)鳥取県知事 殿

開設者住所(法人のときは主たる事務所々在地) 氏名(法人のときはその名称及び代表者職氏名)

39 昭	7和32年5月20日	月曜日	息	取	県	公	報	号	第38-	号
39 (保健所長) 殿	(32年 ) 氏名 (法人のときはその名称及び代表者職氏名) 月20日   開設者住所 (法人のときは主たる事務所々在地) 日	月 昭和 年 月 日 日 右のとおり休止中の病院(診療所、助産所)を再開したのでお届けします。	6、再開の年月日	5、再 開 の 理 由	具 4、休止 超出年月日	る     び     同     番     号       、     課設許可(超出) 年月日	2、所 在 の	1、名 称 電話番号 局	病院(診療所、助産所) 再開届	第十二号様式
	(fi)							番		

00803

昭和

月

日

右のとおり病院(診療所、

助産所)を休(廃)

止したのでお届けします。

15,

止 予

年 定

月 期

日

鳥 取 県 公 報 号外第38号

休

(廃) 止

の

理

由

、開設許可(国出)

月

号日 所 称

第十一号様式

名

病

院

(診療所、

助産所)

休

(廃)

止 届 , 7

· },

41 	昭和3	2年5月20	日 —	月曜	<b>4</b> 日	鳥	取	県	公 幸	最	号外	第38-	<b>号</b>
注、1. 管理者にしようとする	鳥取県知事	昭和 年 日本のとおり他の者に管理させた	6 管理者 かしょうぎる 者		5、他の者を管理者とする理由	4 及 び 同 番 号	在の	2、名		1、開 設 者		他の者を	<b>第一四号将</b> 宝
て者しの		ァ い の で	氏	住					籍登録	氏	本	1を病院へ	
とようとする者の医師(歯科医師	殿	許可して下さ	名	所					籍登録年月日	名	籍	(診療所助産所)	
の助産婦名簿謄本を添付すること。師)免許証の写及び履歴書を添付すること。	氏名	日開設者住所とて下さるようお願いします。						電話番号	籍登録番号	生年月日		助産所)管理者とする許可申請書	
	-							局					
	(A)							番					•

昭和32年5月20日 月曜日 鳥取県公報 号外第38号 40 4、5、2、 開 及開 所 設 び許 在 者 可 第十三号様式 右のとおり開設者が死亡した(失そう宜告を受けた)のでお屆けします。 死 名 亡 (失そう) 年 月 日 者 の 氏 名 所 の 氏 名 **病** 院 . (診療所、 称 **超出義務者氏名** 本人との続柄 **超出義務者住所** 助産所) 日 殿 開設者死亡 (失そう) 届 Ħ

番

番

43	昭和32年5月20	日 月曜日	鳥	取	県	公	報	是夕	第38	号	· ·
43	昭和32年5月20	月 鳥取県知事 殿	長名 (法人のときはその名称及び代表者職氏名)鳥	開設者住所 (法人のときは主たる事務所々在地)		公 昭和 年 月 日	報 右のとおり病院(診療所、助産所)を二ケ所管理するととを許可して下さるようお願いします。	び連絡に要する時間、方法	第   5、又は助産所相互間の距離及	号   管理する病院、診療所   距 離	
			0代表者職氏名)	5. 在地)			るようお願いします。				

1

•

1

昭和32年5月20日 月曜日 鳥取県公報 号外第38号 44 3, 第十六号様式 鳥取県知事 昭和 年 距離及び連絡方法で直接を当該病院相互間でである。 する 宿 開 宿直医師を置か 名 直 医 設 師 医 の 師 Ø 氏 Ø 名現 な 業 病 場 V 住 務 院 理 かないことを許可して下さるようお願 所|称 の師 由 所を 医 月 師 連 氏 宿 方 直 法 離 免 殿 管理者住所 除 名 許 口 いします。 申 現 請 書 電話 番号 住 局 所 (11) 番

(

•

昭和32年 5 月20日 鳥 取 県 公 報 号外第38号 月曜日 8, 注 鳥取県知事 右のとおり病院従業者の標準定員の適用除外許可をして下さるようお願いします。 そ (6過去一年間の患者数は規則第十三条の規定による患者数であり、 眧 の 他 参 考 事 項 月 開設者住所 日 殿 氏名 (法人のときはその名称及び代表者職氏名) (法人のときは主たる事務所々在地) 新規開設又は再開の場合は推定数による。

.

1

 49 昭	3和32	年5	月20	日	月	雇日	訓	<b>与</b> 取	果	公	報		号外第	\$38 <del>5</del>	7
	エックス線診療室			検查試験研究施設	臨床検査室その他	で記憶を実用の場合を防ぐし	処置制力品的企業室					手術			
操作		Ψ.	室面		名称	科	科_	処置室名	浴室	器器	<b>車前を</b>	小手術	大手術		
室 ——— 無有	-	平 方 米	積	平方米	室面積		平方米	室面積	無有平	材	者用	室	室 —— 平.		
平方米			室内		防蠅設備				平方米 滅 菌		The state of the s		十万米	· 床	構
事 務 室			の構		給水設備			給水設備	の有無 ―					壁一天井	造
無有			造		名称	科	科	処置室名						Ħ	段月
平 方米 暗			概要	平方米	室面積		平方米	室面積	機械器具			台	台	É	手 衍 合
室 給面 水積			暖房	-	防蠅設備			種暖別の	機器具の消毒設備制制機服網帯					置量	給水 暖房の
			の種別		給水設備			給水設備						別設備	防蠅

			診					及			建		
								JĽ			物		
			察					平			構		
			<del>ক্</del>								造		
							,	面			槪		
			室				·	図			要	1 1	
検査	聴				診察室名	平							用
室	カー	科	科	科	室名	面							
無	有				室	<b>⊠</b>	棟	棟	棟	棟	棟	棟	途
				平方米	面積	別添の							構
	平方米				そ用処の影響	別添のとおり							
暗	眼			平方米	部場室分合兼								造
室	科				種暖房の	条室の用 (緑) 伝							
無	有					染(黄)の途及び病な		A LONG THE REAL PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE REAL PROPERTY OF THE REAL PROPERTY OF THE REA					槪
					診察室名	の策の							要
	平方米	科	科	科	名 	別に表							
診り				邓	室面	示は							建
	等小 児 別科			平方米	積	るとと							物
無	有			本	そ用処 のの置 部場室	精神							D
				平方米	分合雅	(青)							面
	平方米				種暖房の	結核						平方米	積

51 昭和32年	5月20日 月曜	品 鳥	取 県	公 報 号外第38号			昭和32年5月20日 月曜日 鳥 取 県 公 報 号外第38号	50
歯	新分	汚	洗	給			給 消 調	
科	生べ見	物	た	水			<b>被</b>	A Prince of the
治	入室	班 =	<	464			服   剤	
療	施及	施	設	施			施	
Sign of the sign o	設び	設	備	設		**************************************	設所	
室 西 方 積	室面方積分	焼却炉構	室面平			. •	贈業理理の政策を表現して、	室面積
	帯造設備ペー	浄 化 槽	方 積	別堂	-			
採 光 面 清 米	治水	一 汚 概 物 溜	構造	室及び場別を有する				採光面積
の給 設水 備気	-    備   ん   -   種暖	- 要 その 他	概要	名称 棟				
治療椅子	-	防蠅設備	洗	别			横食   米	D麻 有金 乗庫
子	室 — 平面 方 5	又結	たく	室及び場所の名称の名称		,	滌 食 方 方 方 消 S	責発所の面
備	大大 横 新 横	は核の理なの	設備					
	構造設備給水設備 一	法る場	乾	棟				給水設備
	種暖	合は喀皮	燥設	別			A	備付天秤
考	原 別の 防 崛 設 備	又は処理方法という。というでは、というでは、というでは、というでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	備その他	室給及水水が場所を有いる名称				入

53	昭和	<b>132年</b> 5	月20日	月曜	日 鳥	取	県	公 報	号外	第38号
				便				FE	i i	
										-
				所			**************************************	<b>!</b>	<b>党</b>	
応接	事務	院長			施設の場所					建 物 別
室	室	室			汲水取洗の別					のし用患 別なするが かか使
					患者用の別				平方米	面る各二 積病階 の室に以 合のおよ 計床けの
		平方米			男女別				糎	踊
7 記 好	≘ 1 全 3 T 1 T 1 T 1 T 1 T 1 T 1 T 1 T 1 T 1 T	倉			便大 器 数小				粗	踏   直
棟	棟	庫	No. of the Contraction of the Co		手					まり 構造
					床					数避
					の構					戸く難 高くり階
					造					戸高さ戸の幅
		平方米			防蠅設備					備考

廊		構	痞	i		患			歯	
		造	室			者			科	
		ᄹ	(收			收			按	
		設	容室			容			エ	
下		備	<u>о</u>			定員			室	
	建	1		別相	— 東	1				
	物				曹	室		平方米	百	ī
	別			番室(收号)容	室	床	般	_ 采		
	中片			用室(收	室	室	結		は照明	採光又
	中廊下の			員容の	营				の 設	給水
	別は		平方米	床面	<del>-</del> を の	床	核		備	水火気
	患者	-	i	床 -		室	精		設	防.
	患者の使用する廊下	 -	平 方 米	±9Z -	一人当り	ni:			備	火
	する廊		平方米	採光面積	室 の	床	神		要な設備	その他
	下の幅		平方米	解控-	_	室	伝			
 _		-	※	0)	直_	床	染		その部分の	治療
	その	_			井   _	_		平方米	の面積	室と
_	他の廊			そコ· の1	ナート	室		米	積隔	兼用
	下の		-	他ル	ス		計		壁の	の場
	幅			種	援房	床			有無	合

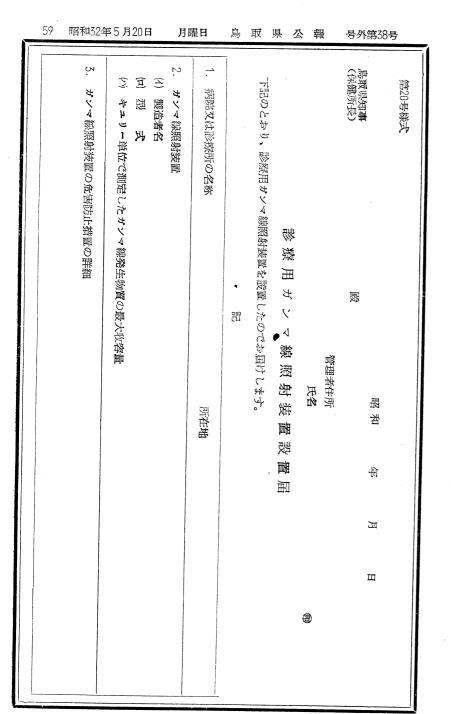
55 昭和32年5月20日 月曜日	鳥取り	人 公 報	号外:	第38号			昭和	2年 5 月20日	月	曜日	鳥	取場	. 公	報	号列	第38	号	54
	注、一部使用許可の場合は該当部分のみを記載のこと。	場合、特に設ける施設又は設備	1 1 1	精袖、結核、伝染病室がある				看 護 婦 宿 舎					6 6 5	<u>l</u> a				
	部分のみを記載のこと。	げるもの以外の必要な消毒設備療法施行規則第二十条第七号に掲結核又は伝染病室がある場合は医	精神 室病の監 護 上必要な施設	病毒伝染予防上必要な遮断他の部分に対する危害防止又は		ė	応移		牧 客 人 員 宿舎の		待合室 中央材料室	安	解剖室	外来受付室	務当直	書	護	医 局
					•	ŗ		VZ.	位置					施入設浴			勤 務 室	
					•		便所便器数	平方米 食 堂 平方米	構造概要				用男女共用	惠 男子用 員 男女共用	用數男子用	棟	棟 :	棟

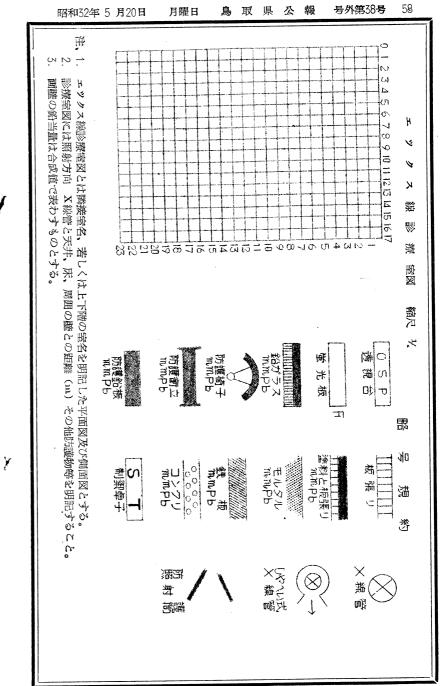
月曜日

エックス線装置の4)(化量防止措置の詳細で 鳥取県知事 (保健所長) Ÿ 第19号様式 下記のとおり、診療用エツクス線装置を設置したのでお届けします。 病院では診療所の名称 装置の製作名 エックス級管回路最大電圧 エツクス線高 電圧装置の 定格田 カ ※ 田 器 쌢 界 界 蔡  $\mathbb{H}$ 霽 Н 有適有 ં 型式 mAで自動財牧 無 高 る 無 無 mm Pb Q 깶 海山  $\mathcal{V}$ 縩 管理者住所 氏名 KVP 装置 所在地 影 置回 超 KVP KVP KV 胜 用途 併 **a** Щ m A m A Щ

提   利用 線 錐 の 型 式   角錐型   円錐型   接   数 光 箱 の 防 護   数 光 箱 の 防 護   数	エックス線診療に5倍事する職員の氏名経歴	線を祭るのの上背道の	エックスのの名割断針細細	4.6		U#	谣	0	4:	
2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	(適等)	操作室は別室か別室でなければ適当な防護物 その他のエックス網診療室 の危害防止施設	利用総維の方向の忠護物(壁) 利用総維の方向以外の天井 末開曲の防護物(壁)	防護施設省略の部分	被照射体通過後の防護物   ・のmのX線装置の危害防止施設		遍過	その他の防護施一型	利用線錐の型徴光箱の防	型
	※ ※ ※ ※ ※					•	草草			

•





.

Y

併

Ħ

Щ

60

3.O

2

ガンマ線照射室の危害防止措置の詳細(平面図及び側面図を添えること)

月曜日

Ħ →線診療に従事する医師又は歯科医師の氏名と経歴 ′ 併 (強) 靉 遌 ガンマ線診療に関する経歴

00825 昭和32年5月20日 61 月曜日 鳥取県公報 号外第38号 3. 2 鳥取県知事 (保健所長) 第21号様式 放射性物質の危害防止措置の詳細 放射性物質の種類及び脳出のときにおけるキュリー単位で測定した放射性物質の量 病院又は診療所の名称 下記のとおり、診療用放射性物質を備付けたのでお届けします。  $\mathbb{H}$ 퓇 女 射性 管理者住所 氏名 物質 濉 招 立 左 H

63 昭和32年5月20日 月曜日 鳥取県公報 号外第38号 鳥坂県知事 (保健所長)  $\widehat{\mathbf{I}}$ 第22号様式  $\Xi$ 変更した事項 変更した理由 病院又は診療所の名称 変更前 装置又は診療室の場合は平面図及び側面図を添えると 変更後 変更事項 下記のとおり、診療用エツクス線装置 (エツクス線装置、 診療用 エツクス線診療室又は従事職員) Н (診療室又は従事職員) を変更したのでお届けします。 猳 Ÿ 퀜 4  $\mathcal{V}$ 線装置に関す ç 管理者住所 氏名 問 所在地 Ҟ N 併 変更 囲 Я Ш **a** 

鳥取県公報 昭和32年5月20日 月曜日 鳥取県公報 昭和32年5月20日 月曜日 号外第38号 64 65 号外第38号 鳥取県知事 (保健所長) 鳥取県知事 (保健所長)  $\widehat{\mathfrak{u}}$ 3 第23号様式 Ä Z  $\widehat{\mathbb{I}}$  $\Xi$ Ħ Z 第24号様式 変更した事項 変更した理由 変更した事項 変更した理由 病院又は診療所の名称 病院又は診療所の名称 変更事項 変更前 変更後 変更事項 变更前 ガンマ線照射装置、ガンマ線照射室の場合は室の平面図及び側面図を添えるこ 放射性物質診療室及び取扱室の場合は室の平面図及び側面図を添えるこ 変更後 下記のとおり、診療用ガンマ線照射装置(診察室叉は従事職員)を変更したのでお居けします。 下記のとおり診療用放射性物質に関して変更したのでお届けします。 (ガンマ線照射装置、ガンマ線診療室又は従事職員) 診療用ガンマ線照射装置に関する変更届 診療用放射性物質に関す 摡 瑕 쀤 門 管理者住所 氏名 管理者住所 氏名 品 昭和 所在地 所在地 胜 Ø G 変 更届 併 併 0 (J. 耳 H Ш Щ (3)

66

第25号様式

鳥取県知事 (保健所長)

覈

病院又は診療所の名称

廃止したエツクス線装置

療 田

Н

ં

7

 $\mathcal{V}$ 

併

H

**a** 

下記のとおり診療用エツクス線装置を廃止したのでお屆けします。 **総** 装 悶 所在地 쌈 置 廃 F 囯 Ш

Σ 廃用したエ 廃止理由 廃止理由 હ 8 ス線診療室

V

3.

 $\widehat{\pi}$  $\Xi$ 

型 製造者名

エツクス線管回路最大電圧

第26号様式

鳥取県知事 (保健所長)

診療用ガ

下記のとおり診療用ガンマ線照射装置を廃止したのでお屆けします。 7 4 線照射装置廃止届

뺍

所在地

管理者住所

昭和

掫

疳

Ħ Ш

**(E)** 

(中) 型 式(ハ) 廃止時におけるガンマ線源放射性物質と量 廃止理由 処分方法

廃用したガンマ線照射室 廃止理由 廃止後の処分

67

昭和32年5月20日

(キュリー単位)

月曜日

製造者名

病院叉は診療所の名称

廃止したガンマ線照射装置

号外第38号831

鳥取県公報

第二十八号様式

£. **%** 

号外第38号

定

外

事

項 広

告

許

可

申

請

書

電話番号

局

番

69

鳥取県知事

殿

昭和32年5月20日

月曜日

右のとおり法定外事項の広告を許可して下さるようお願いします。

月

開設者住所

(法人のときは主たる事務所々在地)

(法人のときはその名称及び代表者職氏名)

氏名

6, 5,

広 参

> 吿 告

期 方

のの

者となるべき

31

項 間 法

広

鳥取県公報

する具体的理由法定外事項の広告を必要と

13,

開

設

 $\mathcal{O}$ 

場

所

名

広告しようとする事項

下記のとおり診療用放射性物質を廃用したのでお国けします。

療用

拉

射性物質廃

田

5

廃用した放射性物質の質と残量

(キュリー単位)

病院又は診療所の名称

所在地

廃用理由 処分方法

昭和32年5月20日

汚染程度の詳細

廃用した放射性物質診療室若しくは取扱室

廃用後の処分

< **`**}':

用理由

郷

H 썸

Э

(4)

Щ

管理者住所 氏名

第27号様式

鳥取県規則第二十四号

六号。

以下「令」という。)

第三条の規定による名簿

X

( )

昭和32年 5 月20日 月曜日 鳥取県公報 号外第38号 70

> 第一條 下「法」という。)第二十一条第一 (技工所開設届) (開設屆出事項変更届) 工所開設届は、 **幽科技工法(昭和三十年法律第百六十八号。** 齒科技工法施行細則 第一号様式による。

一項の規定による技律第百六十八号。以

第二第 休止、 出事項変更届は、第二号様式による。 法第二十一条第二項の規定による技工所開設届 廃止、再開届)

第四条 (登錄事項訂正申請書) 票は、第五号様式による。 法第二十七条第二項の規定による当該吏員の証

る。(当該吏員の証)

廃)止屆は、第三号樣式、再開屆は第四号様式によ

第三条 法第二十一条第二項の規定による技工所の休  $\sim$ 

第五条 齒科技工法施行令 (昭和三十年政令第二百八十

> 第七号様式による。 (免許証書換交付申請書) 登録事項訂正申請書は、 (登錄消除申請書) 令第四条の規定による名簿登録消除申請書は、 第六号様式による。

第七条 令第五委の規定による免許証書換交付申請書は

第八条 ( 発許証再交付申請書) 第八号様式による。 令第六条の規定による発許証再交付申請書

は

第九条 (免許証返納(提出)層) 第九号様式による。 る免許証返納屆並びに令第八条第六項の規定による免 令第六条第三項及び令第七条第二項の規定に

ょ

**令第八条第一項の規定による住所変更届は、** 

(住所変更層)

許証提出屆は、

第十号様式による。

第

00836 鳥取県公報 号外第38号 昭和32年5月20日 月曜日 第一号様式 開 開名 構造設備の概要及び平面図 業 管 保健所長 右のとおり歯科技工所を開設したのでお届けします。 務に 設 設 従事 す 年 理 O る 者の 場 歯 氏名 科 所称 日 者 月 技 氏住 平面図は別添のとおり 工 開設者住所 日 所 名所 殿 氏名 (法人のときは名称及び代表者職氏名)信託 (法人のときは主たる事務所々在地) 開 設 屆

73	昭和32年5月20日	月曜日	鳥	取	県	公 :	報	号夕	<b>1</b> 第38-	号
	保健所長	昭 和 年 月 日 日本のとおり歯科技工所開設届出事項の一部を変更したのでお届けします。	変 更 年 月 日	変 更 し た 事 由	変更した事項の内容	従来の屆出事項の内客	開設の場所	名	<b>歯</b> 科技工所開設 届出事項変 更届	第二号様式
	<b>(i)</b>									

\*, 1

17

Ø

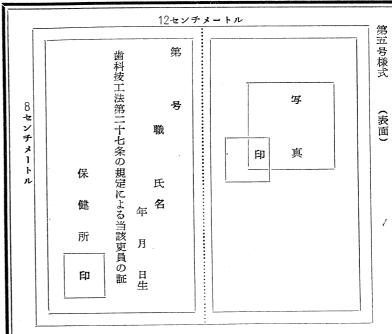
1

鳥取県公報

号外第38号

74 昭和32年5月20日 75 月曜日 鳥取県公報 号外第38号 第三号様式 休 開名 第四号様式 休 再 休 開 名 再 保健所長 保健所長 右のとおり歯科技工所を休止 右のとおり休止中の歯科技工所を再開したのでお屆けします。 止 止 設 開止 設 開 (廃 (廃 和 帍 の 币 年 0)  $\mathcal{O}$ 年 0) 場 歯 月 月 場 事 歯 月 事 科 所称 科 由 日 日日日 所 称 由 (廃止) 月 月 技 技 工 したのでお届けします。 工 開設者住所 開設者住所 所 所 殿 殿 氏名 休 氏名 再 止 (法人のときは名称及び代表者職氏名) (法人のときは名称及び代表者職氏名) (法人のときは主たる事務所々在地) (法人のときは主たる事務所々在地) 開 (廃止) 屆 屆

鳥取県公報 号外第38号 76 昭和32年5月20日 月曜日



第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認めら

(裏面)

備若しくは指示書その他の帳簿書類を検査させることがに歯科技工所に立ち入り、その清潔保持の状況、構造設しくは管理者に対し、必要な報告を命じ、又は当該吏員しくは管理者に対し、必要な報告を命じ、又は当該吏員第二十七条 都道府県知事及び保健所を設置する市の市長 第二十七条 できる。 ときは、これを提示しなければならない。身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求がある身の規定によつて立入検査をする当該更員は、その 歯科技工法抜す・

79	昭和32年	5月20日	月曜	H	鳥	取	県	公	報	号夕	<b>00</b> 外第383	843
	鳥取県知事	右 の と お	変更	変更	業務場所の	住		变更		变更		第八号様式
	事	和り免許を	0	年	所在			<b>美</b>				
		年書換	事	月	地及びな		氏	本	氏	本	歯	
		変付して下さ	由	Ħ	名 称	所	名	籍	名	籍	科技工士	
	殿	昭和 年 月 日のとおり免許証を書換交付して下さるようお願いします。									免許証	
	右	します。								-	書換交付	
	氏										申請書	
					-							
								-				
	名											
	<b>®</b>											
				l								

昭和32年 5 月20日 月曜日 鳥取県公報 号外第38号 78 業務場所の所在地及び名称 登録年月日 別 第七号様式 消住 従来の 鳥取県知事 右の事由により歯科技工士名簿の登録を消除して下さるようお願いします。 昭和 除 登録 の 氏本 事 歯 科 名 籍 由所 技 月 工 土 名 日 簿 殿 登 録 **超出義務者** 消 除 申 登 生 請 録 年 番 月 書 氏 号 日 名

1

·**y**,